

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和6年度)

作成日 2024/10/24

最終更新日 2024/10/24

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		2024/9/1
国立大学法人名		国立大学法人北海道大学
法人の長の氏名		総長 寶金 清博
問い合わせ先		総務企画部総務課総務担当 (TEL:011-706-2005、E-mail:s-soumu@general.hokudai.ac.jp)
URL		https://www.hokudai.ac.jp/pr/johokokai/pub/other/

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認		<p>国立大学法人ガバナンス・コードの適合状況等について、2024年9月11日開催の第2回経営協議会において説明し、審議了承を得た。なお、経営協議会当日の議論における主な意見は以下のとおり。</p> <p>【意見：原則1-1】 HU VISION2030を具現化するための目標及び戦略として中期目標・中期計画を位置づけている旨記載されているが、第4期中期目標中期計画が策定されたのは、HU VISION2030より先であり、HU VISION2030と中期目標・中期計画との間の整合性が十分に取られているか。</p> <p>【対応状況】 令和5年7月に策定したHU VISION 2030は、令和4年3月に認可された第4期中期目標・中期計画を踏まえて作成しており、HU VISION 2030の方がより上位に位置付けられるものの、両者は整合するように定めております。ご指摘を踏まえ、以下のとおり、より正確な表現に修文いたします。</p> <p>[修正前] 本学では、ミッション実現のためのビジョンとして、2014年に北海道大学創基150年に向けた近未来戦略（「近未来戦略150」）を、また、2023年にはその後継となるHU VISION 2030を定めており、<u>これらを具現化するための目標及び戦略として中期目標・中期計画を位置づけています。</u>中期目標・中期計画の策定に当たっては、経営協議会の意見を聴くこと等により社会の要請の把握に努めています。また、中期目標・中期計画及び中期計画実行計画は公表しています。</p> <p>[修正後] 本学では、ミッション実現のためのビジョンとして、2014年に北海道大学創基150年に向けた近未来戦略（「近未来戦略150」）を、また、2023年にはHU VISION 2030を定めております。<u>また、</u>中期目標・中期計画の策定に当たっては、経営協議会の意見を聴くこと等により社会の要請の把握に努めています。<u>なお、</u>中期目標・中期計画及び中期計画実行計画は公表しています。</p>

記載事項	更新の有無	記載欄
監事による確認		<p>【意見】</p> <p>ガバナンス・コードに定められた原則に係る適合状況等について、必要に応じてヒアリングを行うとともに、経営協議会をはじめとする学内諸会議に陪席し、当該会議の審議状況等を確認した。これにより、報告書の公表に至るまでのプロセスは適切なものと判断した。</p> <p>本報告書の内容については、基本原則に概ね適合していることを確認した。</p>
		<p>【各項目に関する意見（1）：原則1-1】</p> <p>HU Vision 2030「08 持続可能性の追及」に基づき、令和6年8月には「北海道大学サステナビリティ宣言」が策定された。これにより『本学の教職員・学生等を含む全ての構成員に対して、SDGsを含むサステナビリティ（以下「サステナビリティ等」という。）を共通言語とした学内エンゲージメント（一体感）の醸成を図り、大学としての総合力を向上させ、あわせて、サステナビリティ等の実現に当たって構成員が重んじるべき倫理観を養い、もって世界の課題解決に一層貢献できる大学を目指すこと』及び『このことを通じて、本学がコミュニティの中核となり、学外エンゲージメント（共感）を醸成することによって、その社会的インパクトを一層高める大学になる』と決意を掲げたことを、高く評価する。今後、本学が目指す姿に向け、実効性のある取組を計画的かつ着実に推進することを期待する。</p> <p>【対応状況】</p> <p>今後も、「北海道大学サステナビリティ宣言」にて表明した、本学が目指す姿の実現に向けて、実効性のある取組を教職員・学生等を含む全ての構成員が一体となって、計画的かつ着実に推進して参ります。</p>
		<p>【各項目に関する意見（2）：補充原則1-3②】</p> <p>令和2年度策定の「国立大学法人北海道大学における総合的な人事計画」を踏まえ、女性教員に係る意欲的な施策を実施し、令和6年5月には女性教授25名が誕生した。また、全役員における女性比率は、令和6年4月現在で27.3%と令和2年度の3倍となっている。外国人役員も参画するなどしており、当該原則の深化が図られていることを評価するとともに、今後のさらなる取組を大いに期待する。</p> <p>【対応状況】</p> <p>今後も、理事等の任命に当たり、その分野に求められる知識、経験、能力等に基づいて、適切な人材を配置するよう取り組んで参ります。</p>

記載事項	更新の有無	記載欄
監事による確認		<p>【各項目に関する意見（3）：補充原則1－3⑥（4）及び補充原則4－1③】</p> <p>財務レポートについては、グラフの活用や平易な説明によって、分かりやすく伝えようとする工夫がなされており、大いに評価できる。また、財務諸表のデータについて、授業料における「学生数」などの非財務情報や中期目標・中期計画等におけるKPIとの関連や、サステナビリティレポートや統合報告書との統一的な開示も念頭におくことで、より分かりやすい情報開示・情報発信につながるものと期待している。</p> <p>【対応状況】</p> <p>今後も、財務レポートの作成について、より分かりやすい情報開示・情報発信につながるよう努めて参ります。</p> <hr/> <p>【各項目に関する意見（4）：補充原則4－2②】</p> <p>内部統制の基本的要素の一つである「ITへの対応」の基盤には「情報セキュリティ」と「個人情報保護」があるが、部局等の対応状況に温度差が見られることから、内部統制の観点からも、引き続きしっかり取り組んでいただきたい。</p> <p>【対応状況】</p> <p>全教職員を対象として毎年度実施する個人情報保護研修について、令和5年度に資料閲覧方式からテスト形式へ実施形態を変更しました。このことにより、教職員の個人情報保護及び情報セキュリティに関する理解力の向上に繋がったものと認識しており、今後も、研修資料及び設問を時代変化に応じた内容に更新する事で、より効果的な研修となるよう取り組んで参ります。</p>
その他の方法による確認		

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】

- 当法人は、運営方針会議を設置していない法人であり、
原則 2-2-1～原則 2-2-3（運営方針会議に関する原則）は適用されず、当該原則に関連する記載を要しない法人である。
- 当法人は、運営方針会議を設置する法人であり、全ての原則の対象となる法人である。

記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		当法人は、各原則をすべて実施しています。

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則1-1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋		<p>・本学では、ミッション実現のためのビジョンとして、2014年に北海道大学創基150年に向けた近未来戦略（「近未来戦略150」）を、また、2023年にはHU VISION 2030を定めております。また、中期目標・中期計画の策定に当たっては、経営協議会の意見を聴くこと等により社会の要請の把握に努めています。なお、中期目標・中期計画及び中期計画実行計画は公表しています。</p> <p>（「近未来戦略150」：https://www.hokudai.ac.jp/introduction/plan/150150/）</p> <p>（「HU VISION 2030」：https://www.hokudai.ac.jp/introduction/plan/huvision2030/）</p> <p>（第4期中期目標・中期計画及び中期計画実行計画：https://www.hokudai.ac.jp/introduction/plan/chuki/folder3/）</p>
補充原則1-2④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等		<p>・本学では、第4期中期目標期間において、中期目標・中期計画の進捗状況、大学評価基準の適合状況等を自己点検・評価し、その結果に基づき改善に係る取組を実施しており、質保証の実施状況は質保証報告書として毎年度公表しています。</p> <p>（北海道大学における質保証：https://www.hokudai.ac.jp/pr/Quality/quality-assurance.html）</p>
補充原則1-3⑥(1) 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制		<p>・本学では法令に則り、役員会を主軸とし、経営協議会及び教育研究評議会において重要な事項を審議しています。</p> <p>・また、理事を各所掌における最高責任者として指名し、各理事の所掌範囲の権限と権限を明確化（北大版シェアド・ガバナンス）するとともに、大学院においては、伝統的な学問分野での研究の蓄積を発展的に継承しつつ、先端的・学際的な研究と知識の教授を行うため、学生所属組織である「学院」と教員所属組織である「研究院」を分離し、経営及び教学運営の責任の明確化と自主的・自立的・戦略的な法人運営を可能する体制を構築しています。</p> <p>・特に、エビデンスに基づいたシェアド・ガバナンスの実現を支える経営戦略策定基盤として、全ての部局長に対して、教育、研究データや決算データ等を可視化した「北海道大学Business Intelligence」（北大BI）ツールによるインタラクティブな可視化データを提供するIR戦略プラットフォームを構築しています。</p>
補充原則1-3⑥(2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針		<p>・教員については、「国立大学法人北海道大学における教員選考についての指針」を策定し、本学において教員選考を行う際の基本的理念として、国際的な公募を原則とすること、外国を含む他大学等での経歴・経験を重視すること、教員の男女比に配慮すること、及び民間企業等との人事交流を促進することを掲げています。</p> <p>（教員選考についての指針：https://www.hokudai.ac.jp/jimuk/reiki/reiki_honbun/u010RG00000502.html）</p> <p>・また、この指針における基本理念について、より具体的かつ実効性を持たせるべく、令和2年度に「国立大学法人北海道大学における総合的な人事計画」を策定し、同計画の中で、年齢構成の適正化、人材の多様性の確保、流動性の向上を目標として掲げています。併せて、人事計画に掲げる目標達成に向けた具体的方策等を定めるとともに、同計画の進捗管理を行うため、「国立大学法人北海道大学における総合的な人事計画の実行計画」についても策定しています。なお、人事計画の実行管理については、経営戦略室に置く教員人事制度部会において行うこととし、同計画で掲げる「年齢構成の適正化」の指標である、本学が目指す職位別教員比率の実績値とともに、本学HPにおいて公表しています。</p> <p>（総合的な人事計画：https://www.hokudai.ac.jp/pr/johokokai/pub/other/）</p> <p>・職員については、人事に関する基本方針を策定し、当該方針に基づいた適材適所の人員配置を行っています。</p>
補充原則1-3⑥(3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画		<p>・中期目標の実現に向け、財務基盤の強化に関するKPIを設定するとともに、中期計画において、中期目標期間（令和4年度～令和9年度）の予算、収支計画及び資金計画を策定し公表しています。</p> <p>（「中期目標・中期計画」：https://www.hokudai.ac.jp/introduction/plan/chuki/folder3/）</p>

記載事項	更新の有無	記載欄
<p>補充原則 1-3⑥(4) 及び補充原則 4-1③ 教育研究の費用及び成果等 (法人の活動状況や資金の使用状況等)</p>		<p>・財務諸表において、部局等のセグメント情報を個別に開示しています。 (財務諸表：https://www.hokudai.ac.jp/pr/johokokai/pub/22jo/finance/)</p> <p>・セグメント情報のグラフ表示による可視化や他大学比較による財務分析を行うなど、本学の財務情報をわかりやすく伝えるため、「財務レポート」を作成し、本学ホームページ上で公開しています。 (財務レポート：https://www.hokudai.ac.jp/pr/publications/zaimu/)</p> <p>・本学の現状や中長期にわたる価値創造に向けた取組等を広範なステークホルダーによりわかりやすく伝えるため、「統合報告書」を作成し、本学webサイト上で公開しています。 なお、令和6年度の統合報告書は、本学が2030年において目指す姿を示した「HU VISION2030」を踏まえ、価値創造のための取組や活動実績を報告する予定です。 (統合報告書：https://www.hokudai.ac.jp/pr/publications/integrated/)</p>
<p>補充原則 1-4② 法人経営を担う人材を計画的に育成するための方針</p>		<p>・総長及び理事を補佐するため、管理職・部局長クラスの教授及び中堅クラスの准教授を総長補佐に任命し、本学の運営に係る重要事項について企画及び立案等を行うために設置している総長室の室員として法人経営の一端を担っています。</p> <p>・また、経営人材の育成方針・フォローアップについては、令和3年5月に「国立大学法人北海道大学の経営人材の育成・確保方針」を作成・公表し、同方針の中で、「次代の大学運営を担う教員や職員を総長補佐に任命し、総長室の室員として運営に係る重要事項の企画及び立案等を行うことにより、法人経営の感覚を養う。総長補佐には、総長又は理事による経営や教学面に関する意見交換や研修を実施し、本学の長期目標等の理解を深める。」としています。また、総長又は理事は、総長補佐の職務の遂行状況等について随時確認し、適切なフォローアップを行うこととしています。 (経営人材の育成・確保方針について：https://www.hokudai.ac.jp/pr/johokokai/pub/other/)</p>
<p>原則 2-1-3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等</p>		<p>【理事について】</p> <p>・「国立大学法人北海道大学理事の任命及び任期に関する規程」において、「理事は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、総長が任命する。」と規定しており、複数の理事に最高責任者を命じ、所掌範囲の権限と責任を明確にした上で、適切な人材を選任しています。 (理事の任命及び任期に関する規程： https://www.hokudai.ac.jp/jimuk/reiki/reiki_honbun/u010RG00000440.html)</p> <p>・また、喫緊の課題・目標に迅速かつ柔軟に対応するため、総長直轄の未来戦略本部を設置し、それぞれの理事が部会長として、各課題・目標を達成すべく取り組んでいます。</p> <p>・これらの取組や業務に対し、総長が各理事と面談を行い、業務の進捗状況を確認するとともに貢献度を確認し、適切な評価と処遇を行っています。</p> <p>【副学長、学部長・研究科長等の法人の長又は学長を補佐するための適切な人材について】</p> <p>・本学の総長支援体制を強化し、益々広範にわたっていく大学運営を適切に遂行していくため、令和6年4月に、総長の補佐等を行う副学長、副理事及び総長補佐について、人数制限を設けず大学運営に必要な人員を柔軟に配置できるよう見直しを行うとともに、適切な人材を選任しています。</p> <p>・総長は、部局長候補者に対して自ら面接を実施し、部局運営の在り方や部局の方針・課題等に関する考え方について確認のうえ、部局長の選任を行っています。</p> <p>・また、副学長・部局長の中から、特に大学運営に貢献したものと大学の発展に寄与したものと総長が認めた者に対して、給与・賞与等の処遇面に適切に反映できる体制としています。</p> <p>【法人の長によるビジョン実現のための業務の総理、内部統制システム・リスク管理体制の適切な運用及び見直しについて】</p> <p>・本学では、総長自らが内部統制の責任者であることを明確化するとともに、内部統制システムについては、毎年度テーマを選定し、モニタリングを実施し継続的に改善を図っています。また、リスク管理体制については、定期的に委員会を開催し、必要に応じて見直しを図っています。 (内部統制要項：https://www.hokudai.ac.jp/jimuk/reiki/reiki_honbun/u010RG00000816.html)</p>

記載事項	更新の有無	記載欄
原則 2-3-1 役員会の議事録		<p>・役員会は、原則月 2 回開催し、重要事項について十分な検討・討議を行うとともに、適時かつ迅速な審議を行っています。議事録についてはホームページに公開しています。</p> <p>(掲載箇所： https://www.hokudai.ac.jp/introduction/gov/committee/committeeR6/com-yakuinkai.html)</p>
原則 2-4-2 外部の経験を有する人材を 求める観点及び登用の状況		<p>・法人経営業務に精通した人材、行政・大学業務に精通した人材及び研究開発業務・事業経営に精通した人材を産業界等から理事に登用し、その経験と知見を法人経営に活用することで、経営層の厚みを確保しており、選任理由を公表しています。</p> <p>(公表箇所(「略歴」に記載)：https://www.hokudai.ac.jp/introduction/gov/yakuin.html)</p>
補充原則 3-1-1① 経営協議会の外部委員に係 る選考方針及び外部委員が 役割を果たすための運営方 法の工夫		<p>・経営協議会の学外委員は、①経済界(企業経営に深い知見を有する者)、②官界(国や地方自治体における政策に高い識見を有する者)、③教育界(高等教育に精通する者)、④卒業生(国内外の多様な職場で活躍し多くの経験や情報を有する者)、⑤その他(本学が発展する上で特に必要な分野において専門的知識を有する者(病院関係者、法曹関係者、言論・出版関係者等))の 5 区分から、大学に関し広くかつ高い識見を有する者を選出する方針としています。</p> <p>・また、会議の運営にあたっては、国立大学法人法の法定事項の審議のみならず、広く意見交換を行う場として活用しており、意見交換の時間配分やテーマ設定など、より効果的な運営方法について選考方針と併せてホームページに公表しています。</p> <p>(掲載箇所：https://www.hokudai.ac.jp/introduction/gov/yakuin.html)</p>
補充原則 3-3-1① 法人の長の選考基準、選考 結果、選考過程及び選考理 由		<p>・北海道大学総長選考・監察会議において、選考の都度、総長に求められる資質、能力を示した選考基準である「望まれる総長像」を定め、公表しています。</p> <p>(https://www.hokudai.ac.jp/introduction/gov/soucyo/20200413_soucyouzou.pdf)</p> <p>・当該基準を踏まえ、総長選考・監察会議による候補者への公開及び非公開のヒアリングを行い、総長たる資質・能力を備えているかを各委員が慎重に検討した後、合議による丁寧な議論を行った上で総長を決定しています。意向投票については、総長選考・監察会議での検討にあたっての参考として実施しているものです。なお、総長選考・監察会議の意思決定が過度に意向投票に縛られないよう、令和 2 年度に、従前過半数の得票者が出るまでくり返し投票を行っていた方式を見直し、得票数にかかわらず、1 回限りの投票とすることとしています。</p> <p>・令和 2 年度に実施した総長選考の結果、選考過程及び選考理由については、本学ホームページにおいて公表しています。(https://www.hokudai.ac.jp/introduction/gov/soucyo/)</p>
補充原則 3-3-1③ 法人の長の再任の可否及び 再任を可能とする場合の上 限設定の有無		<p>・総長の任期については、総長が適切にリーダーシップを発揮できる期間について検討し、大学の中期目標・中期計画期間が 6 年間であること等を踏まえ、平成 28 年 4 月 1 日付で規程を改正し、4 年(2 年に限り再任可)から、6 年(再任なし)に変更しており、そのことを本学ホームページにおいて公表しています。</p> <p>(https://www.hokudai.ac.jp/introduction/gov/soucyo/)</p>
原則 3-3-2 法人の長の解任を申し出る ための手続き		<p>・総長選考・監察会議規程において、解任の申出の手続きに関する規定を定め、公表しています。</p> <p>(https://www.hokudai.ac.jp/jimuk/reiki/reiki_honbun/u010RG00000491.html (第 18 条))</p>
補充原則 3-3-3② 法人の長の業務執行状況に 係る任期途中の評価結果		<p>・総長選考・監察会議規程において、総長の業務執行状況の確認及び業績評価にかかる規定を定め公表しています。(https://www.hokudai.ac.jp/jimuk/reiki/reiki_honbun/u010RG00000491.html (第 2 条第 2 項))</p> <p>・また、業務執行状況の確認及び業績評価の結果について、本学ホームページで公表することとしています。(https://www.hokudai.ac.jp/introduction/gov/soucyo/)</p>
原則 3-3-4 学長選考・監察会議の委員 の選任方法・選任理由		<p>・選任方法及び選任理由について、教育研究評議会では分野に偏りが生じないよう評議員を所属部局に応じて 5 つのブロックに分け、各ブロックから 1 名ずつ投票により選出していること、また、経営協議会では投票の際に、各委員の略歴書の共有や選出区分の提示等により、各委員が総長選考・監察会議委員に相応しい人物を充分検討できるように選考を行っていることを公表しています。</p> <p>(https://www.hokudai.ac.jp/introduction/gov/committee/committeeR6/ (構成員名簿に付記))</p>

記載事項	更新の有無	記載欄
<p>原則 3 - 3 - 5 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由</p>		<p>・総長選考・監察会議規程を改正し、大学統括理事の設置に関する事項を審議事項に加えましたが、本学では大学統括理事は設置していません。</p>
<p>基本原則 4 及び原則 4 - 2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況</p>		<p>【内部統制の仕組み・公表について】</p> <p>・本学では「国立大学法人北海道大学コンプライアンス基本規程」を定め、基本方針を定めるとともに、基本的な体制を構築し、公表しています。 (規程：https://www.hokudai.ac.jp/jimuk/reiki/reiki_honbun/u010RG00000808.html) (体制：https://www.hokudai.ac.jp/introduction/compliance.pdf)</p> <p>・事務職員の業務について、事務処理の効率化を図る観点から、共通事務処理マニュアルを整備しており、日々の業務の中で当該マニュアルを参照のうえ、自己点検しながら業務実施できる体制を整備しています。</p> <p>・内部監査については、これまでの監査における不適切事例、繰り返し指摘される事例等を踏まえ、毎年度作成する監査計画に基づき実施しています。監査結果は全学へ報告するとともに、年数回、事務局担当課と情報共有・意見交換を行い、必要な改善措置を求めるほか、必要に応じてその後のフォローアップも行い、適正な職務執行を図っています。</p> <p>・本学では、平成21年9月から公益通報に係る通報窓口を学内、学外に設け、学内ホームページでも周知しています。通報案件は総括責任者である理事の指示の下、学内規程に基づき適切に処理しています。 (通報窓口：https://www.hokudai.ac.jp/pr/johokokai/whistle-blowing/) (学内規程：https://www.hokudai.ac.jp/jimuk/reiki/reiki_honbun/u010RG00000723.html)</p> <p>・公益通報者の保護については、「国立大学法人北海道大学における公益通報の処理及び公益通報者の保護等に関する規程」に基づき、通報者に対し不利益な取扱いを行わないこととしているほか、事後、公益通報したことを理由とした不利益な扱いを受けていないか継続的に通報者へ確認する等、適切な措置を講じています。コンプライアンス事案に係る通報者の保護についても、「国立大学法人北海道大学コンプライアンス基本規程」に基づき、公益通報者の保護に係る規定を準用し、同様の措置を講じています。 (https://www.hokudai.ac.jp/jimuk/reiki/reiki_honbun/u010RG00000723.html) (https://www.hokudai.ac.jp/jimuk/reiki/reiki_honbun/u010RG00000808.html)</p> <p>【内部統制の実効性・見直しについて】</p> <p>・本学では業務方法書及び内部統制要項に基づく内部統制の仕組みによるモニタリング結果を毎年役員会において報告し、内部統制の実効性を高め、法人経営の見直しに活かす体制を構築しています。</p> <p>・令和元年度に係る業務の実績に関する評価結果を踏まえ再検討した結果、内部統制の実効性が十分ではなく、更なる強化・改善が必要であったことから、総長のリーダーシップが健全に発揮されるための以下の4つの取組を導入し、法人法で定めた監事機能等をより実効性の高いものに改善を図っています。</p> <p>①総長と理事や教職員とのコミュニケーションの健全性等を確認するため、令和2年12月以降、監事による総長等との定期的な意見交換会を実施しています。</p> <p>②令和3年度より、総長選考・監察会議において、総長の業務執行状況の確認又は業績評価を、就任1年目を除く毎年度行うこととしました。確認結果・評価結果については、総長選考・監察会議から総長へ伝達するとともに、ホームページにて公表します。令和5年度には、①教育、②研究、③地域貢献、④経営、⑤その他の5テーマを指定し、それぞれの「特筆すべき点又は順調に進んでいる点」、「改善すべき点」について、全教育研究組織及び事務局の意見を十分な時間をかけて集約を行い、その他に、総長が就任前後に表明した方針等の進捗状況について、関係する事務局から情報を集約し、総長選考・監察会議において総長へのヒアリングを実施したうえで業績評価の結果を決定し、公表しています。(https://www.hokudai.ac.jp/introduction/pdf/soucho_hyoka_R5.pdf)</p> <p>③監事から総長選考・監察会議への情報共有体制強化について、総長選考・監察会議から総長への提言(令和3年3月)を受け、令和3年9月1日付で学内規程を改正し、総長による非違行為事案は監事が総長選考・監察会議へ報告することを明記する等、手続きの可視化を行いました。</p> <p>④総長のリーダーシップの下、理事・副学長の役割、権限、責任を明確化して各々の機能強化を図ることをもって、大学全体の改革・発展を図るため、5名の理事・副学長を、教育や研究など主要な分野について最高責任者に任命しています。</p>

記載事項	更新の有無	記載欄
<p>原則 4 - 1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫</p>		<p>【対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況について】 ・下記補充原則 4 - 1 ①に記載しています</p> <p>【コストの見える化の推進、法人の活動状況・資金の使用状況等の公表について】 ・財務諸表において、部局等のセグメント情報を個別に開示しています。 (財務諸表：https://www.hokudai.ac.jp/pr/johokokai/pub/22jo/finance/) ・セグメント情報のグラフ表示による可視化や他大学比較による財務分析を行うなど、本学の財務情報をわかりやすく伝えるため、「財務レポート」を作成し、本学ホームページ上で公開しています。 (財務レポート：https://www.hokudai.ac.jp/pr/publications/zaimu/) ・本学の現状や中長期にわたる価値創造に向けた取組等を広範なステークホルダーによりわかりやすく伝えるため、「統合報告書」を作成し、本学webサイト上で公開しています。 なお、令和6年度の統合報告書は、本学が2030年において目指す姿を示した「HU VISION2030」を踏まえ、価値創造のための取組や活動実績を報告する予定です。 (統合報告書：https://www.hokudai.ac.jp/pr/publications/integrated/)</p> <p>【学生が享受できた教育成果を示す情報の公表について】 ・下記補充原則 4 - 1 ②に記載しています</p>
<p>補充原則 4 - 1 ① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況</p>		<p>・法令に基づく公表事項、点検・評価及び監査体制とその結果等を本学Webサイト「広報・公開」に掲載することで、本学の教育・研究・社会貢献活動が適切に行われていることを多様な関係者に広く公表しています。</p> <p>・また、本学webサイトのトップページでは、ビッグバナーの有効活用やトピックスとして「研究発表」「イベント情報」「入試情報」のタグ付けを行うなど、閲覧者が必要な情報を容易に見つけることができるように配慮し、公表しています。</p> <p>・加えて、多様なステークホルダーに対して本学の取組を広く知ってもらうため、SNS (Facebook、X、Instagram、YouTubeなど) を活用し、様々な手法で情報を発信しています。</p> <p>・本学の特色ある教育研究活動を社会に向けてわかりやすく発信するため、総長と本学研究者との対談動画「総長が行く『知の探訪』」を公開しています。</p> <p>・総長、理事、副学長等の考えや人柄等を広く社会に向けて発信するため、「総長コラム」及び「理事・副学長・副理事コラム」を本学webサイト上で公開しています。また、国内外における多様なステークホルダーに向けた情報発信のため、英語による総長コラム「President's Column」を公開しています。</p> <p>・ウェブマガジン「リサーチタイムズ」を通じて、本学における研究の魅力を広く社会に向けて発信しています。</p> <p>(本学webサイト「広報・公開」：https://www.hokudai.ac.jp/pr/) (本学webサイト トップページ：https://www.hokudai.ac.jp/) (本学webサイト「総長が行く『知の探訪』」： https://www.hokudai.ac.jp/president/taidan.html) (本学webサイト「総長コラム」：https://www.hokudai.ac.jp/president/column/index.html) (本学webサイト「President's Column」： https://www.hokudai.ac.jp/president/column/index_en.html) (本学webサイト「理事・副学長・副理事コラム」： https://www.hokudai.ac.jp/introduction/directors/) (本学webサイト「リサーチタイムズ」：https://www.hokudai.ac.jp/researchtimes/) (本学公式Facebook [日本語] https://www.facebook.com/HokkaidoUniversity [英語] https://www.facebook.com/HokkaidoUni) (本学公式X [日本語] https://x.com/HokkaidoUnivPR [英語] https://x.com/HokkaidoUni) (本学公式Instagram [日本語] https://www.instagram.com/hokkaidounivpr/ [英語] https://www.instagram.com/hokkaidouni/) (本学公式YouTube [日本語] https://www.youtube.com/user/hokudaihome [英語] https://www.youtube.com/c/HokkaidoUni)</p>

記載事項	更新の有無	記載欄
<p>補充原則4-1② 学生が享受できた教育成果を示す情報</p>		<p>【学生が大学で身に付けることができる能力とその根拠、学生の満足度】</p> <p>○北海道大学の教育における3つの方針</p> <p>・本学では、4つの基本理念の下、全学の学位授与、教育課程編成・実施及び入学者受け入れに関する3つの方針を定めており、各学部・学院等では、これに基づきそれぞれの方針を定めています。これらの方針は、本学ホームページに掲載するなどして外部に公表しています。</p> <p>・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）では、学士課程と大学院課程において身に付けるべき能力等を学位授与水準として定め、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）では、学位授与の方針に掲げる人材を養成するため、どのような教育課程を編成し実施するのかを定めています。</p> <p>・また、入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）では、本学が求める学生像を示し、本学の学士課程教育を受けるにふさわしい学力を備えた学生を、多様な選抜制度により受け入れていきます。</p> <p>・本学の学生は、これらの方針に沿った選抜方法で入学し、本学の教育課程で学ぶことにより、学位授与水準を満たす学力・能力・資質を身につけることが出来ます。</p> <p>（北海道大学の教育における3つの方針： https://www.hokudai.ac.jp/introduction/plan/policy/threehoushin/）</p> <p>○学生アンケート結果の公表</p> <p>・大学生活を通じた自身の能力の変化及び満足度について、毎年アンケートを行っており、本学ホームページに掲載して外部に公表しています。</p> <p>調査項目：</p> <p>1. 卒業後5年、10年、15年の卒業生</p> <p>① 卒業生の満足度</p> <p>② 在学中に身につけた能力：一般的な教養、専門分野や学科の知識、文章表現の能力、外国語の運用能力</p> <p>③ 大学生時代に身につける重要性</p> <p>④ 卒業生の学修時間</p> <p>https://app.powerbi.com/view?r=eyJrIjojNjI1YWlzMzYtMzIzMy00OWFjLWlyZWYtNWQxYjkyNTdhMjIzliwidCl6IjVhODQ1M2E2LTFmMTYtNGEwZi05MTU5LWQyZjdiZGEwYzYzMDQ0Sj9</p> <p>2. 学士課程1年生及び3年生</p> <p>① 大学生の時間の使い方</p> <p>② 大学生の満足度</p> <p>③ 学生の能力アップ度（社会人力）：批判的に考える能力、リーダーシップ、異文化の人々と協力する能力、コミュニケーション能力</p> <p>④ 学生の能力アップ度（学力）：一般的な教養、専門分野の知識、文章表現の能力、外国語の運用能力</p> <p>https://app.powerbi.com/view?r=eyJrIjojNjI1YWlzMzYtMzIzMy00OWFjLWlyZWYtNWQxYjkyNTdhMjIzliwidCl6IjVhODQ1M2E2LTFmMTYtNGEwZi05MTU5LWQyZjdiZGEwYzYzMDQ0Sj9</p> <p>3. 大学院生</p> <p>① 大学院生の満足度</p> <p>② 在学時に身につけた能力：分析や問題解決能力、専門分野の知識、独創的な発想力、情報収集能力</p> <p>③ 本学受験の理由</p> <p>④ 大学院生の活動時間</p> <p>https://app.powerbi.com/view?r=eyJrIjojNjI1YWlzMzYtMzIzMy00OWFjLWlyZWYtNWQxYjkyNTdhMjIzliwidCl6IjVhODQ1M2E2LTFmMTYtNGEwZi05MTU5LWQyZjdiZGEwYzYzMDQ0Sj9</p>

記載事項	更新の有無	記載欄
<p>補充原則 4 - 1 ② 学生が享受できた教育成果を示す情報</p>		<p>さらに、学生の満足度については、本学学生の生活実態や本学に対する期待・要望などを把握するため、4年に1回「学生生活実態調査」を実施しており、本調査の中で「学生生活の満足度」について2009年より調査を行い、直近3回分の調査結果等を本学ホームページに掲げるなどして外部に公表しています。 (https://www.hokudai.ac.jp/gakusei/campus-life/note/) (2022,2018,2014)</p> <p>○学生の進路状況等 学生の進路状況について、学士、修士、専門職、博士の修了者等の進学者数及び就職先別の就職者数を、本学概要に掲載し、ホームページに掲載するなどして外部に公表しています。 (https://www.hokudai.ac.jp/introduction/pdf/20240726_gaiyou.pdf#page=44) (2024年度版)</p>
<p>法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項</p>		<p>下記事項についてはHP (https://www.hokudai.ac.jp/pr/johokokai/pub/) で公表しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 ■医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報 ■医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報